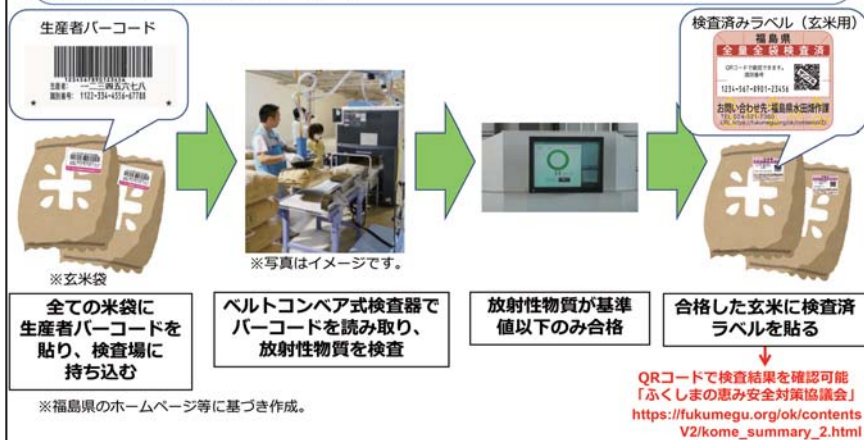


福島県では、検査ガイドラインに基づく検査とは別に、2012年産米から県内全域で全袋検査を実施。なお、2020年産米から旧避難指示区域等※を除き、全袋検査からモニタリング（抽出）検査に移行。

※旧避難指示区域等：田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村及び川俣町（旧山木屋村）



福島県では、2012年産米から、ベルトコンベア式の検査器を用い、国から指示された地域のみならず県内全域での全袋検査を、県の取組として実施しています。

なお、2020年産米から旧避難指示区域等※を除き、全袋検査からモニタリング（抽出）検査に移行しています。

全袋検査に合格した米であることは、次のように確認できます。玄米30kgの紙袋で出荷される場合は、合格した米に「検査済ラベル」が貼られています。

精米で出荷される場合、その精米が全袋検査で合格した玄米から精製されていることを証明する「精米ラベル」が貼られています。ただし、精米ラベルは強制ではないため、全袋検査を受けた米でも、精米ラベルが貼られていない場合があります。

（一部引用：福島県「全量全袋検査に関するよくある質問」<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/suiden-zenryozenhukurokensa-faq.html>）

※旧避難指示区域等：田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村及び川俣町（旧山木屋村）

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2021年3月31日